

## 第230回山形県建築審査会 議事録

日 時：平成24年5月18日(金)

場 所：県庁1501会議室

### 【午前10時開会】

出 席 平吹委員、小山委員、三浦委員、黒沼委員、堀委員、山田委員、鏡委員

欠 席 三浦委員

事務局 建築指導課：大江、鈴木、上田、仁科 都市計画課：菅野

(建築住宅課長の挨拶後に、新たに委嘱した鏡委員の紹介を行い、続いて事務局より審査会成立の報告があった。)

### 平吹会長

議事録署名人を黒沼委員と山田委員に依頼します。

議第1号「建築基準法第55条第3項第2号の規定による建築許可について」事務局の説明を求めます。

### 事務局

新庄市立新庄中学校について、資料1（申請建築物の概要、添付図面（都市計画図、付近見取り図、配置図、平面図、立面図、断面図、日影図）により、説明を行った。

まず、施設の概要として、立地場所の状況、施設規模や内容の説明を行った。

その後計画に至った経緯、及び第2種低層住居専用地域内に高さ10mを超える建築物は原則立地できないため、特例として立地が認められるよう建築許可の申請がされたものであることを説明した。

次に、許可相当と判断した理由として①学校の耐震化のための計画であること、②既存建築物の建替えであり高さも既存同等であること、③配置計画上も周辺の居住環境に悪影響を与えないこと、から許可相当と考えられる旨の説明があった。

## 平吹会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

## 小山委員

当該敷地の周辺は、他にも高さ10mを超える建物がありそうですが、用途地域を見直す予定は無いのですか。

## 事務局

現時点では予定がないと聞いております。

## 平吹会長

他に意見がないようですので、議第1号について審査会として同意することでのかがでしょうか。

## 各委員

異議なし。

## 平吹会長

異議がないようですので、議第1号については同意することといたします。次に、議第2号「建築基準法第56条の2第1項ただし書きの包括同意について」事務局の説明を求めます。

## 事務局

前回の第229回山形県建築審査会以降に許可された3案件について報告した。

- ・ 東根市立神町小学校：平成24年1月20日許可
- ・ 山形大学工学部：平成24年3月26日許可
- ・ 新庄市立新庄中学校：平成24年5月18日許可

## 平吹会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

ご意見がないようですが、県から提出されました議題については以上であります。委員の皆様には慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。

議事はこれで終了いたします。

(その他として、事務局よりドライクリーニング工場に係る対応について、許可手数料減免・融資利子助成・建築士支援制度の情報提供があった。)

## 事務局

それでは、これをもちまして第230回山形県建築審査会を閉会いたします。ご審議、ありがとうございました。

【午前10時50分閉会】

山形県建築審査会長

---

議事録署名人

山形県建築審査会委員

---

山形県建築審査会委員

---